



射水市 不育症治療費助成制度について

射水市では、不育症治療を受けているご夫婦に対し **1回あたり30万円を限度** に治療費を助成します。
(所得制限はありません。)

◆対象者◆ 下記についてすべて該当される夫婦

- ① 配偶者と婚姻の届出をしている
- ② 治療時および申請日において射水市に住所を有している
(ただし、勤務の都合により夫婦のいずれか一方が市内に住所を有していない場合も対象となります。)
- ③ 医療保険各法による被保険者もしくは被扶養者である
- ④ 夫婦の属する世帯において市税(※1)の滞納がない
(※1 市税…市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)

◆対象となる不育治療◆ 平成29年4月1日以降の受診で下記に該当するもの
不育症の診断に係る保険適用の検査、ヘパリンを主とした保険適用の治療
(助成の対象外：入院時の差額ベッド代、食事療養費、文書費、出産費等治療に直接関係のない費用)

◆助成限度額◆

1回の治療(※2)につき30万円まで
(※2 1回の治療とは、不育症の診断のための検査から、妊娠を経て治療に至る過程であって医師が認めるもの。検査から相当の期間、妊娠に至らない場合、医師の判断において検査のみを1回の治療として扱います。)

◆申請期限◆

1回の治療終了日から1年以内

◆助成金の交付◆

口座振込(申請受付日の翌月末頃)

◆必要書類◆

- ① 不育症治療費助成金交付申請書兼請求書(様式1)
…申請者が記載してください。記載例は射水市ホームページをご確認ください。
- ② 不育症治療医療機関等受診証明書(様式2)
…医療機関へ記載を依頼してください。院外処方分は薬局へ記載を依頼してください。
- ③ 領収書、明細書の原本(受診証明書に記載されている分)
…原本は決定通知と共に郵送でお返しします。
- ④ 夫婦の保険証の写し
- ⑤ 振込み口座通帳の写し
- ⑥ 戸籍謄本(夫婦が記載されているものであれば抄本でも可)
…夫婦の住所が異なる場合にのみ必要です。
- ⑦ 医療保険給付金等がある場合は、その金額のわかる書類の写し

①、②の書類は射水市 HP から
ダウンロードできます。

◆申請方法◆

- ① 申請予定の方は事前に保健センターへご相談ください。
 - ② 必要書類を下記窓口へ提出してください。
- 審査後、助成金交付決定通知書を送付し口座に振込みます。

- ・射水市保健センター 射水市中村 38 番地 Tel52-7070
- ・母子総合相談室(キッズポートいみず内)
射水市二〇 1081 番地 Tel52-7408

◆問合せ先◆ 〒939-0241 富山県射水市中村 38 番地

射水市保健センター Tel0766-52-7070

すこやか保健係